

平成 27 年 7 月 1 日
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
プラスチック容器事業部

「平成 28 年度プラスチック製容器包装再生処理事業者登録」の
申請に関する重要事項（変更点、連絡事項）

1. 変更点

（1）登録申請書類

*同意書関係

現在、引き取り同意書（様式 5）とその付属書①～⑤を提出してもらい、利用事業者の利用実態等を把握している。しかしながら、協会の立入調査で得られた情報とこれら書類の内容に齟齬のあるケースが多々有る。また、様式 5 付属書③（利用事業者現地確認票）は、平成 24 年度登録申請以降に提出を求めている書類であり、それ以前から取引のある利用事業者については、利用実態が把握できていない状況下にある。

そこで、今回、同意書に関する曖昧部分の明確化と付属書③の見直し等を行った。

1) 再商品化製品利用製品の定義の明確化

利用製品とは、利用事業者が他社に販売する最終製品と定義づけた。

⇒同意書の利用製品名が従来と変わる可能性があるので要注意

2) 利用事業者組合せ工場の場合の登録内容の明確化・一部変更

組合せ工場とは、利用事業者が所有する複数の工場の設備を利用して利用製品を製造するケースを指す。この場合、最初に可塑化する工場が利用施設となり、引取同意書提出工場となる。＜昨年度は持ち込み施設を登録＞

⇒登録工場が従来と変わる可能性があるので要注意

組合せ工場の場合、利用製品までの工場の流れも様式 5 付属書③に記載して提出することをお願いします。＜昨年度は付属書④記載で代用＞

3) 様式 5 付属書③の様式変更と提出依頼

様式 5 付属書③（利用事業者現地確認票）を様式 5 付属書③（利用能力・利用フロー等確認票）として様式変更した。

今年度は、既存利用事業者も含め全ての引き取り同意書に対して提出が必要になる。

【資料 3, 4 参照】

(2) 再商品化実施に関する不適正行為等に対する措置規程の改正

措置規程を一部改正した。(改正：平成 27 年 5 月 11 日／施行：平成 27 年 7 月 1 日)
別表 措置規程上限基準を確認のこと。改正箇所は、以下である。

・十二. 自社利用関係 3. 再商品化製品利用製品の販売

十三. 特定再商品化製品利用事業者関係 3. 再商品化製品利用製品の販売
に関わる不適正行為と措置内容

「再商品化製品利用製品を報告対象期間終了から 3 ヶ月以内に販売することができなかつたとき（ただし、再商品化製品利用製品の販売期間について事業者がその適用除外を書面で事前に申し出て、協会がその申出を了解した場合を除く）」の措置内容は、「契約解除、当該年度登録取消しおよび次年度落札可能量削減（次年度優先資格停止措置を付加することができる）」となった。

【参考資料 8 参照】

2. 連絡事項

(1) 再商品化事業に係わる「不服申立窓口の設置」について

【当日配布資料 1 参照】

(2) 平成 27 年度引き取り同意書の追加申請手続きの変更について

【当日配布資料 2 参照】

以上